

社会セーフティネットの構築のための アジア・太平洋地域の域内協力体制の構築について —アジア・太平洋諸国の持続的成長のために—

アジア諸国は、世界の成長センターとして、高い経済成長率を維持してきており、現下の金融・経済危機の影響も徐々に克服しつつある。しかしながら、アジア諸国においては、これまでの経済成長の果実が十分に行き渡っておらず、貧富の差は非常に大きい。タイ等の中進国では、それら格差が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっており、シンガポールAPEC首脳会議宣言においても、「あまねく広い成長(inclusive growth)」の必要性を強調しているところである。しかしながら、開発途上国における社会的弱者に対する支援は十分でなく、ピッツバーグG20サミット首脳声明においては、開発途上国における、失業、疾病等のリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備が指摘されているところである。

一方、我が国国内に目を転じてみると、近年の国内需要の伸び悩みを踏まえ、我が国の持続的経済成長のためには、世界の成長センターである東アジア域内における有効需要創造は必要不可欠であり、この観点から、アジア諸国に対して、社会セーフティネットの整備支援など、貧困層の底上げと民生の向上に直結する消費喚起のための政府開発援助(ODA)を実施する必要性も指摘されているところである。

以上を踏まえ、当面の労働・社会保障分野のODAのあり方等について検討を行った結果は以下のとおりである。

1 当面の労働・社会保障分野のODAのあり方

G20ピッツバーグサミット首脳声明では、「教育、職業訓練、適切な労働条件、医療保険及び社会的なセーフティネット支援の提供」が必要とされ、また、シンガポールAPEC首脳会議宣言においても、「社会セーフティネットの設計」が提言されるなど、社会セーフティネット構築支援に対する国際的コンセンサスが形成されてきている。

我が国としても、外交政策の要諦である人間の「安全保障」、鳩山政権が進める「東アジア共同体構想」を踏まえ、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力体制の構築に資するODAを積極的に推進する必要がある。具体的には以下の4点を重点とし、低所得者、女性、移民労働者、自営業者、農業従事者、障害者といったリスクに対して脆弱な人々に対する、社会セーフティネット制度構築のためのODAを、政労使が連携しつつ、積極的に実施すべきである。

- ① 失業時等の所得保障制度として、失業保険、労災保険、医療保険、年金、生活保護等
- ② 労働市場への復帰を促す制度(積極的労働市場政策)として、職業紹介、職業訓練、雇用維持・新規雇用促進のための助成金等
- ③ 適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度として、労働基準監督、労災防止、最低賃金、労使紛争処理、健全な労使関係の育成等
- ④ 労働者保護が確保された雇用の拡大として、従来の産業育成政策の恩恵を得ることのできなかった層に対する、起業支援、協同組合等による雇用創出と企業の育成等

2 実施体制

我が国は、社会セーフティネット構築の経験及び知見を蓄積しており、この分野における十分な貢献をなしえるのはアジアにおいては我が国以外にはない。このため、我が国がイニシアチブをとり、国際機関、ASEAN等を巻き込んだ「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム」(仮称)を実施し、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力体制の構築を図るべきである。

同プログラムは、我が国政府が主体となり、適切な支援内容を定めた上で、事業内容に応じた最も適切な機関等を活用して実施する。具体的には、労働・社会保障分野の国連専門機関である国際労働機関(ILO)の専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出の充実、信託基金の設立)、ASEAN事務局の能力向上のための支援(信託基金の設立)、ASEAN/日本・社会保障ハイレベル会合の充実による支援、国内の国際協力団体の持つ国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援を実施する。

同プログラムは、来年度において、ILO分担率が16.6%から12.5%に減少(WHOも同様)することに伴う分担金の減少(約14億円の減)を契機として、不効率が指摘される国連機関分担金を、我が国の顔の見える、より効率的・効果的な援助に使用することを可能とするものである。

社会セーフティネットの構築のための アジア・太平洋地域の域内協力体制の構築

－アジア・太平洋諸国の持続的成長のために－

背景

成長の果実を得ることのできない社会的弱者の存在

アジア諸国の成長の陰で、大きな貧富の格差と、それら格差による社会・政情不安の存在

失業、労働災害、疾病等のリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備

貧困対策及び中間所得者層を貧困に逆戻りさせないためのセーフティネット構築の遅れ

東アジア地域内の有効需要の喚起の必要性

我が国の持続的成長のために、社会的セーフティネットの整備による、アジア諸国における低所得者層の底上げと消費の拡大が必要

対応

社会セーフティネット構築支援に対する国際的コンセンサス

- 「我々は、教育、職業訓練、適切な労働条件、医療保険及び社会的なセーフティネット支援の提供を通じて人々に投資し、貧困、差別及びあらゆる形態の社会的疎外と闘う責任を有する。」(G20ピッツバーグサミット首脳声明 2009.9)
- 「我々は、短期的な経済的保障を提供し、長期的な依存を排除する社会セーフティネットを設計する。」(シンガポールAPEC首脳会議宣言 2009.11)

社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力体制の構築 (人間の安全保障・東アジア共同体構想)

失業時等の所得保障制度

- 失業保険、医療保険、労災保険、年金、生活保護等

労働市場への復帰を促す制度(積極的労働市場政策)

- 職業紹介、職業訓練、雇用維持・新規雇用促進のための助成金等

適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度

- 労働基準監督、労災防止、最低賃金、労使紛争処理、健全な労使関係の育成等

労働者保護が確保された雇用の拡大

- 従来 of 産業育成政策の恩恵を得ることのできなかった層に対する、起業支援、協同組合等による雇用創出と企業の育成等

実施体制

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム(仮称)

- 社会セーフティネット構築に十分な貢献をなしえるのはアジアでは我が国のみ。
- 我が国政府が主体となり、適切な支援内容を定めた上で、事業内容に応じた最も適切な機関等を活用して実施
- ILO分担率の減少(16.6%→12.5%、約14億円減)を契機として(WHOも同様)、我が国の顔の見える、より効率的・効果的な援助の実施

ILOを活用した支援

- ILOの専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出の強化、信託基金の設立)

ASEAN事務局との協働による支援

- 事務局の能力向上のための支援(信託基金)、ASEAN社会保障ハイレベル会合の充実

国内国際協力団体を活用した支援

- 国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援